

～昭和30年代の上尾～

昭和33年7月15日に市制施行した上尾市は、昨年市制施行60周年を迎えました。平成30年4月号から平成31年3月号までの上尾歴史散歩は、昭和30年代当時の広報誌『上尾自治だより』から、当時の出来事やその背景などを探ります。

初の市文化財指定

昨年、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、わが国22番目の世界遺産として登録されたことは記憶に新しい。世界遺産は、世界中の人々が過去から引き継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の文化財といえる。

わが国の場合、戦前から史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律があった。しかし、昭和24（1949）年1月に法隆寺金堂の壁画が火災で焼失したことを受け、翌昭和25（1950）年、文化財の保存・活用、国民の文化的向上を目的として、新

たに文化財保護法が制定された。地方公共団体も条例を定めることにより、区域内の重要なものを文化財に指定し、保存・活用ができるようになった。

これを受けて、埼玉県では昭和27（1952）年に文化財保護条例を制定しているが、本市の条例制定は、市制施行直後の昭和33（1958）年9月であった。しかし、本市では、昭和30（1955）年12月20日発行の『上尾自治だより』第12号から、当時の著名な郷土史家であった石井敬三氏による「上尾郷土史稿」を連載し、条例を制定する前から、広く町（市）民に歴史や文化財に対する啓発を行っていた。

文化財保護条例が制定されると、市文化財保護委員会は文化財候補の調査を行い、翌昭和34（1959）年3月に次の9カ所を選定した。

- 上尾郷二賢堂跡（氷川鞆神社・宮本町）、山崎武平治碩茂の墓（遍照院上町）、松下豊前守房利の墓（放光院上尾下）、森朴斎碑と墓（観音堂境内平方）、西尾隠岐守一族累代の墓（妙厳寺・原市）、伊藤由哉碑と墓（妙厳寺・原市）、徳星

寺の栢の大樹（徳星寺畔吉）、古代住居跡（向山）、柴田七九郎父子の墓（十連寺・今泉）

これを受けて、市教育委員会は同年1月1日にさかのぼって初の市指定文化財に指定するとともに、それぞれの文化財に標柱を建てた（写真1・2・3）。

なお、徳星寺の栢の大樹は、昭和48（1973）年に、「徳星寺の大カヤ及び暖帯林」として県指定文化財に指定されたこと、また向山の古代住居跡は造成されたことから、いずれも市指定文化財を解除された。

しかし、調査・研究が進むにつれて市指定文化財の数は増え、ことし1月1日現在、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、書跡・典籍／古文書、考古資料、歴史資料）50件、民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）18件、記念物（史跡、天然記念物）15件の計83件に上っている。

また、指定文化財の他に、平成18（2006）年度から登録文化財制度も創設し、ことし1月1日現在、民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）38件、記念物（史跡）1件の計39件が登録されている。

（上尾市歴史民俗研究会）



写真1 初の市文化財の指定を伝える『上尾自治だより』（第46号）



写真3 「伊藤由哉碑と墓」の標柱の設置



写真2 「森朴斎碑と墓」の標柱の設置